

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日がとどまる)  
の

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成四年八月二十一日

目 次

◇告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

県営土地改良事業計画の変更(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第六百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池田 浩	鳥薬第八二〇号	平成四年七月二十七日

鳥取県告示第六百九十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
三明淳一朗	鳥国医第四、五四二号	平成四年七月十日
石田雅人	鳥国医第四、五四三号	"
田中久雄	鳥国医第四、五四四号	"
清水辰宣	鳥国医第四、五四五号	"
古川丈文	鳥国医第四、五四六号	"
松永典子	鳥国医第四、五四七号	"
岡富紀子	鳥国医第四、五四八号	"
堀浩太郎	鳥国医第四、五四九号	"
田中開	鳥国医第四、五五〇号	"
横山和裕	鳥国医第四、五五一号	"
安田和人	鳥国医第四、五五二号	"
佐野博幸	鳥国医第四、五五三号	"
福田克彦	鳥国医第四、五五四号	"
佐藤正弘	鳥国医第四、五五五号	"
飯塚浩	鳥国医第四、五五六号	"



**鳥取県告示第六百九十八号**

米子市四ヶ村堰土地改良区が行う土地改良事業（団体営土地改良総合整備事業四ヶ村堰地区暗きよ排水及び農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成4年8月二十一日

平成4年8月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成4年8月二十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畠地帯総合土地改良事業赤崎地区）たので、同条第二項の規定により告示する。

**鳥取県告示第六百九十九号**

規定に基づき、県営土地改良事業（県営畠地帯総合土地改良事業赤崎地区）たので、同条第二項の規定により告示する。

農道整備、区画整理及び暗きよ排水に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成4年8月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成4年8月二十四日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

平成四年八月二十一日

事業主体 国府町	土地改良事業の名称 団体営ほ場整備事業新井地区区画整理	工事完了年月日 平成三年三月二十七日
-------------	--------------------------------	-----------------------

鳥取県告示第七百一号  
 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
 る。

平成四年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字大谷字日比野山二一八〇の一・二一八〇の三から  
二一八〇の五まで（以上四筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

## 鳥取県告示第七百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成三年十一月二十七日 鳥取県指令受都計三一二第三十九号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市入船町二十六  
海上石油有限会社

代表取締役 濱 信義

二一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字大谷字日比野山二一六二の二七・二二七四の五・

二一七五の一・二一七五の四・二一七五の六（以上五筆国有林）  
 2 保安林として指定された目的